

質問回答書

令和6年7月23日

件名 亀岡市小規模保育事業者募集に係る質問の回答について

No.	質問事項	回答
1	施設運営費となる、園児1人当たりの助成額を教えてください。	施設の運営費として、定員、入所児童の年齢・人数等によって定められている国の公定価格から積算した金額から、市が定める利用者負担額（保育料）を差し引いた地域型保育給付費を毎月支給します。 令和6年度公定価格については、こども家庭庁のホームページを御確認ください。
2	「2 募集の概要」に「認可定員及び利用定員は、19人 ※定員構成は、0歳児≦1歳児≦2歳児を基本とします。」とありますが、1歳児（1歳6ヶ月以上）と2歳児に募集対象を限定することは可能でしょうか？	0歳児の定員数を0人として提案していただくことは差し支えありませんが、小規模保育事業の実施の主たる目的が、0歳児を含めた低年齢児の待機児童対策であることを踏まえて実施事業者を選考いたします。
3	「5 小規模保育事業の設置等に関する条件」の(8)に「建物は昭和56年6月1日以降に建築確認済証を受けていること。」とありますが、昭和54年確認済み部分と昭和60年確認済み部分の結合建築物での設置は可能でしょうか？	昭和60年確認済み部分の建物において小規模保育事業を実施する場合は、差し支えありません。
4	入園に際し、保護者は亀岡市との直接契約となるのか？また、保育料等の設定は亀岡市が決定するのか？	小規模保育事業の入所にあたっては、通常の保育所等の入所と同様に保育の利用を希望する保護者が市に入所申込書を提出します。そして、市が保育の利用に係る優先度に基づき入所児童を決定します。

		また、保育料等については、入所決定後、各ご家庭の市町村民税所得割合算額に応じて本市で決定しますが、利用契約は保護者と事業者の間の契約となるため、利用者負担の徴収は事業者で行っていただくこととなります。
5	19名定員で人数配置は事業者決定とのことだが、0歳児の募集が0人でも良いのか？	No.2を参照のこと。